国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十三号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び第二十一条第四項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第五十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号及び第四十三条第三号中「第七条第十一項第四号」を「第七条第十項第四号」に改める。

第百五条中「国道・防災課」を「国道・技術課」に、「環境安全課」を「環境安全・防災課」に改める。

第百九条第二号中「及び施工基準」を削り、「環境安全課」を「環境安全・防災課」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とする。

第百十条（見出しを含む。）中「国道・防災課」を「国道・技術課」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「防災及び」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　道路の整備等に関する事務のうち、技術に関すること（環境対策及び交通安全対策に関することと並びに道路交通管理課及び企画課の所掌に属するものを除く。）。

第百十一条（見出しを含む。）中「環境安全課」を「環境安全・防災課」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「もの」を「もの並びに」に、「路政課及び道路交通管理課」を「他課」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　道路の防災に関する企画及び立案に関すること。

第百四十条中「海技・振興課」を「海技課」に改める。

第百四十一条第二号中「他課」を「安全政策課及び海洋・環境政策課」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　海事思想の普及及び宣伝に関すること。

第百四十二条第十号及び第百四十四条第五号中「海技・振興課」を「海技課」に改める。

第百五十四条（見出しを含む。）中「海技・振興課」を「海技課」に改め、同条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。

第二百四十二条中「五十四」を「五十五」に改める。

第二百四十三条の三中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　委員会の所掌事務に係る国際協力に関すること。

第二百四十三条の四中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第十八条（見出しを含む。）中「環境安全課」を「環境安全・防災課」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第十号中「第八条の二」を「第八条の二第一項」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

地方税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十五号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二十の三を次のように改める。

（延滞金の免除ができる場合）

第六条の二十の三　法第二十条の九の五第二項第三号に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　地方団体の徴収金についてした交付要求により交付を受けた金銭を当該交付要求に係る地方団体の徴収金に充てた場合　当該交付要求を受けた執行機関が強制換価手続において当該金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間